



3期計画

4期計画(案)

主な変更点等

第3章 障害福祉サービスの見込量と確保のための方策

- 1 障害福祉サービスと相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 2 障害福祉サービスと相談支援の種類ごとの必要な見込量確保のための方策
 - (1) ホームヘルプサービス
 - (2) 日中活動系サービス
 - (3) 居住系サービス
 - (4) 相談支援

変更

第4章 地域生活支援事業

- 1 地域生活支援事業の内容及び必要な量の見込み
- 2 地域生活支援事業の必要な見込量確保のための方策
 - (1) 相談支援事業
 - (2) コミュニケーション支援事業
 - (3) 日常生活用具給付事業
 - (4) 移動支援事業
 - (5) 地域活動支援センター事業
 - (6) 成年後見制度利用支援事業
 - (7) その他の事業

変更

第5章 計画の実現に向けて

- 1 障害福祉サービス等に関する情報提供の充実
- 2 関係機関等の連携強化
- 3 権利擁護の推進
- 4 計画の進行管理

変更

第3章 障害福祉サービスの見込量と確保のための方策

- 1 障害福祉サービスと相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 2 障害福祉サービスと相談支援の種類ごとの必要な見込量確保のための方策
 - (1) ホームヘルプサービス
 - (2) 日中活動系サービス
 - (3) 居住系サービス
 - (4) 相談支援
 - (5) 障がい児支援

追加

第4章 地域生活支援事業

- 1 地域生活支援事業の内容及び必要な量の見込み
- 2 地域生活支援事業の必要な見込量確保のための方策
 - (1) 理解促進・研修啓発事業
 - (2) 自発的活動支援事業
 - (3) 相談支援事業
 - (4) 成年後見制度利用支援事業
 - (5) 成年後見制度法人後見事業
 - (6) 意思疎通支援事業
 - (7) 日常生活用具給付事業
 - (8) 手話奉仕員養成研修事業
 - (9) 移動支援事業
 - (10) 地域活動支援センター事業
 - (11) 専門性の高い意思疎通支援に係る事業
 - (12) その他の事業

追加

追加

追加

追加

追加

第5章 計画の実現に向けて

- 1 障害福祉サービス等に関する情報提供の充実
- 2 関係機関等の連携強化
- 3 権利擁護の推進
- 4 計画の進行管理

変更

変更⑤(4期計画案P11、15、18):
 変更③同様、法改正にともない、共同生活介護(ケアホーム)が共同生活援助(グループホーム)に一元化されたため、共同生活介護(ケアホーム)を削除。

追加②(4期計画案P11、17、19):
 追加①同様、第4期計画に係る国の基本指針により、障がい児支援についても当該計画に項目を設けることになったため、目標を追加。

変更⑥(4期計画案P20~32):
 ・法改正により、地域生活支援事業の必須事業として、以下の事業が追加された。それを受け、4期計画より項目を設ける。
 理解促進・研修啓発事業 自発的活動支援事業
 成年後見制度法人後見事業 手話奉仕員養成研修事業
 ・コミュニケーション支援事業の名称が意思疎通支援事業に変更となった。
 ・平成27年度の中核市移行に伴い、専門性の高い意思疎通支援に係る事業として以下の事業を追加する。
 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業
 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業
 手話通訳者・要約筆記者派遣事業(意思疎通支援事業からの再掲)
 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

変更⑦(4期計画案P33):
 国の基本指針において、計画の中間報告として、分析、評価を行うことが盛り込まれたため、既に施策推進協議会等において行っているが、記述を追加する。